

第4回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】 2014年7月22日（火） 10:00～12:00

【会場】 追手門学院 大阪城スクエア 大手前ホールD

【出席委員】

嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 幹事
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
酒井 政夫	大阪興行協会 常務理事・事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
杉本 信仁	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
高田 秀世	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
田中 直人（部会長）	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
辻 一	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授

○建築指導室長

みなさま、おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。やっと梅雨も明け、猛暑日が続いておりますが、本日はご多用にもかかわらず、調査検討部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、大阪府が全国に先駆けて取り組んでまいりました福祉のまちづくりの歴史にて、誰もが安心してまちに出られるまちづくりは、まさに待ったなしで日々進化させていかなければならない決意を新たにいたしました。私自身のフィールドワークはまだですが、今回事務局として3つの大きな方針転換を考えております。1つ目は、議論がまとまるものから少しずつでもこまめに条例を変えていくこと。2つ目は施設が少しでも改善された情報が速やかに利用者に提供される効果的な仕組みを構築すること。そして3つ目は、テーマに応じて密度の高い議論を行い、適宜更新決定できるよう審議会の組織改正のあり方を見直すことであります。今年度は、昨年度に議論いただきました課題を整理し、少しでも制度改正に繋げ、さらに議論が必要なものにつきましては、来年度の秋を見据えて調査検討を進め、議論を深めてまいりたいと存じます。また来年度以降も適宜施行条項を点検し、条例とその施策の見直しを繰り返し続けてまいりたいと考えております。本日の議題は内容も多岐に渡りますが、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつにさせていただきます。今年度よろしく願いいたします。

○部会長

みなさん、おはようございます。それでは、さっそく次第2の議題に入らせていただきます。議題2、これまでの議論の整理と今後の対応についてということですが、まず最初に今年度の第1回目の部会ということありますので、資料1の大阪府福祉のまちづくり条例改正等の進め方についてということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○府より大阪府の福祉のまちづくり条例の改正に向けての今年度及び来年度の検討の進め方について（資料1）説明。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。只今、事務局より説明いただきました、まちづくり条例の改正等の進め方についてということで、昨年度からこの部会であるとか、あるいは審議会で条例についてのいろいろな課題を検討していただきました。非常に課題が多岐にわたってあることであるとか、その内容について具体的に見ますと、いろいろと課題がまだある。議論を重ねて速やかに対応すべき課題については、できれば第1次的な改正として、今年9月後半での議会での対応を、引き続き検討が必要な内容については、さらに継続すると、大きく二段構えのお考えであったと理解しております。バリアフリー法の趣旨でもスパイラルアップという言葉がありまして、できることから少しずつやっていきましょうという具体的な実践の姿勢があります。澤田室長さんからもお話がありましたとおり、こういうことを議論だけでなく実際に実行に移すということが非常に大事なことかと思えます。そういった意味で、今ご説明いただきました大きな方針、今後の条例改正等検討スケジュール、これらにつきまして委員のみなさんからご意見・ご質問を受けたいと思えます。いかがでしょうか。なにかご希望とか確認すべきこと等ありますでしょうか。いかがでしょうか。具体的なこれまでの部会とか審議会における意見ですね、これにつきましては次にお話をしたいと思っておりますが、大きなところでそういうことでよろしいでしょうか、方針としまして。いいですか。はい、ではみなさんからその方針でいいということで、同意を得ましたので、議題の2つ目なんですけれども、これまでの審議会及び部会における意見とその対応まとめについて資料2の説明をお願いしたいと思います。事務局からお願いします。

○府より資料2を説明

○部会長

はい、どうもありがとうございました。只今説明いただきました資料2ですね、非常にたくさん盛り込まれておりますが、これまでの審議会・部会でいろいろ意見をいただいたものをまとめていただいております。1番から19番の項目に分かれておまして、具体的な意見とともに、現時点での考え方、2番のほうにですね条例改正に関係する振り分けも若干案としてあります。このあたり特に1番から19番に関係しましてご発言いただいた委員のみなさまからですね、自分の意見とちょっと違うぞと、もっとこうしてほしいとか、これはどういうことかという確認をぜひ賜りたいと思います。ご意見・ご質問お願いしたいと思います。

○委員

ここまでちょっと部会は病気で入院しておりまして欠席しておりましたけれども、みなさんのご審議でいろいろと項目があがっていて、ありがたいところでございます。1つさきほど澤田室長さんから新たに着任されて思いを述べていただいて心強く思っておりますけれども、私は大阪府の福祉のまちづくり条例の一番優れているところは、実は努力義務は入っているけれども、実は誘導基準という、これやったらええんちゃうの？という使い方が非常によいのではないかなと。やれと言われるとみんな反発はします。やったほうがええよと言われると、なんとなくそうかなあ、じゃあやろうかなと思ってくれると思うんですね。そういう上限のところももう少し検討して書き込んでいただきたいなというのが1つ。それから公表のところで、5番のところですかね、いろいろ考えていただいているんやろうと思うんですけども、整備状況とかっていうのこれあの、担当事務局の方で食べログかなんかでね、調べていただいて今載せていただいていますし、それから前に大阪府の事業で福祉部のほうの仕事でしたけれども、大阪府域全体のガイドブックを作ったときに晶文社の方が担当されたもので、載せてほしいと。それから晶文社のガイドブックには全部車いすマークがつくようになったんです。ですからね、大阪府だけが何かしないといけないというのではなくて、民間の企業でそういうガイドブックを作っておられるところにね、どうせ調べるときに項目増やすのはどうってことないんですよ。現実さきほど食べログの話になりましたけど、リクルートがやっているホットペッパーもみんなリストを出しているんですよ、バリアフリー情報を。ただ企業さんによって出していない、企業さんによってというか、事業者さんによって出される場所と出していないところがあります。それから、事業者さんに1人1人聞いてみると、逆にうちは完全にバリアフリーにはなっていないからバリアフリーとよう出さんというところと、書いていると車いす可で、細かなことについては相談してくださいと書いてあるところとか、いろんな対応の仕方が違うんですね。可と書いてあるところに行くとは別ににも不自由ないんです。トイレっていうのは、例えばレストランであるとか、お料理屋さんでもそうですけれども、周りに車いすトイレいっぱいありますので、そこ行けばいいですよ。わたしが天王寺区で使っているところなんか、隣が天王寺警察やから、こっちで食べといて、天王寺警察でトイレ行く方法があったりとか。それと例えばデパートなんかに入っているようなレストランとかだったら、そのデパートの共同トイレのバリアフリーを使いますよね。だからある意味一緒なんです。建物の中にあるか地域の中にあるかというだけです。工夫すればそういう生活の場を広げられるので、そういうことのアピールをもう少しいろいろとやっていただいて、確かに基準は基準できちっと守ってもらわないといけないけれども、基準に満たないところは工夫すればできるんですよ、そのためにはみなさんもそれだけ努力するというか心配りして、おもてなしの心でやりましょうよというような呼びかけをしていただきたいなというふうに思います。そ

れから床材がスリッパしやすい床ってありますよね。あれは杖をついておられる方など非常に困りますし、車いすでもブレーキがかからなくて、すーっと滑っていくことがありますので、そういった床材的なことについても言わせていただきたいのと、ここには載っていないですけども、自転車の無灯火ですよ、今はもう大概売っているときにはもうランプもつけて売っておられるんですけども、昔は漕ぐのが重たいとか、電池代がもったいないとかいう話だったんですけども、今はLEDになって電池代も安くて、長いこと使えるようになってきているから、建物とは違いますけれども、福祉のまちづくりという中では、やはり必要だし、それとベルの問題もそうですよね。聴力障害者の方にとっては、ベルは聞こえないですから、やはりそういったことへのアピールの仕方とかというの、もしいろんなことで細かく考えていこうと思うときには考えていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりが書き込めてなかったものですけども、ながらく欠席しておりましたもので、ちょっと追加的な意見として述べさせていただきます。今すぐ書き込んでくれということではないですけども、意見としていただきたいと思います。

○部会長

どうもありがとうございました。事務局から今のご意見につきまして。

○事務局

ありがとうございます。情報発信のことと、ぐるなびさんの話とかですね、自らしゃかりきになってやるということではなくて、民間さんも巻き込んでやることによって、相乗効果が高まるというご意見で、そういった取り組みも高めていきたいと思っております。あと、車いす…どこにあるか、建物の中にあるか、まちの中にあるかというのは、たしかに深いご意見だなと今思った次第でございます。そういった情報が出ていくことによって、ここにあるから使えるねという、単体ではなくて、複数もしくはまちで考えるという考え方もあるのだなと思った次第でございます。あと、床材の関係については、そういった啓発といいますか、指標なんかもあるのですが、それが審査の基準にはなりえないものではあるんですけども、床の滑りにくいというのはこういった指標があります、というのも啓発といいますか、機会があればお示ししていきたいと考えております。

○委員

もう一つ、ちょっとだけ、ごめんなさい。福祉のまちづくり条例はもともと建築基準法の施行条例の関係から出てきているんですね。躯体が対象なんですね、建物の。ところが、こう躯体はしっかりしてちゃんとできているんだけど、あとでお店するときに内装業者さんがいろいろじってしまう。そうすると、例えば下駄箱があって段上がって入っていかないといけない。そのお店も、別にそういうお店であっても、車いすで上がってくださいと。後拭いたら終わりですから、と上がらせてくれるところもあるし、うちは車いすの人はここで降りて這って行ってくださいと言うところもあるんです。今確かにそうちゃんといいですよと言ってくださるところが増えてはきているんですけども、内装をするときにやはり一定の基準というか、その配慮をしないといけないよというところを、いろいろ議論するところはあると思うんですけども、考えていただきたいなというふうに思います。たぶん今ちょっと景気が悪くなってきているから、そういうお店は流行らなくなってきているんですよ。割と行きやすいお店の方がみんな行くんで、流行っているような気がしますけれども、若い人対象のお店が多いかもしれませんけれども、ぜひ内装的な部分についても考えていただくようにしていただきたいなと思います。

○部会長

ありがとうございます。建築は往々にしてできたときからどんどん姿を変えていって、それが1つの抜け穴のように使われている部分も多々あると思いますが、ことバリアフリーに関して言えば、それが死活問題というか非常に重大な問題になりますので、どういうフォローをするかですね。よろしく願いいたします。ほかにご意見ございませんか。

○委員

いいですか。では、ここに書いていないことで気のついた検討事項なので、まだ条例の中に今すぐ入れろというのではなく、検討していくべきではないかと思う項目だけ申し上げます。1つは国際化の流れの中で、ちょっと気になっておりますのが、これは大阪府だけではなくて日本中のことなのですが、近隣の諸国の基準・スタンダード等々、本府のあるいは東京都についても同じことなのですが、比較表は確か日本でだれも持っていないですよ。こんなバカなこと。これはね、海外へ行きますとみなさん持っているんですね。ときどき日本の表もわれわれが作ったものを持っているんですね。だから、どんどん途上国は今日本を追い越しつつあるんですね、バリアフリー。この実情やっぱりしっかり捉えないといけない。しっかり調査する必要があると。特にこれからは国際化時代ですから。われわれがどんな状況の中におるのか、わからずにやみくもにやっけてはこれはいけない。これが1つの問題。同じ国際化の話でも、言語の問題については、まあ、これは条例化するのが適当かどうかはいろいろ議論はありますけれども、多言語社会という点では、実態は大阪府下は非常に多言語には向いた地域でありながら、標識表示類では遅れている面もあると。特に九州なんかの中国や韓国との関係から言えば、ちょっと検討しなければいけない。ちょっと時間の関係もあるので急ぎますが、トイレですね、障がい者用が使えるトイレというのは順調に整備してきたわけですが、駐車場についても同じ問題があるのですが、そこまでいらなくても戸を外せば使えるとか、ホテルでもそうです、立派なところですね、どうしてもたくさんの方が集まるような一般トイレが障がい者も使えるように、まあ、良い表現かどうか知りませんが、思いやりトイレ的な、あるいは思いやり駐車場的な、こういう障がい者用とまではいえないけれども一般の健常者用トイレよりはゆったりしたトイレとこのへんの検討を、だんだんとスペシャル化が進んでいく中で、中間っていうものが当然必要になってくるので。どんどん数が必要なのに足りない。鍵なんて開けないと、お手洗いの。ほんのちょっと工夫してくれれば、もう3センチ広げてくれれば使える障がい者結構いるのにとこの話がよくあるわけです。駐車場についても確か本府は、思いやり駐車場に関する位置づけはちゃんとなかったはず…あったっけ？

○事務局

ございます。

○委員

ご承知のように、近年、他県が3.5よりも幅の狭い。

○事務局

はい、もう一台。

○委員

あれ、もう一台あったんですか？

○事務局

はい。

○委員

ただ、それももう一度内容を精査してみたいですね。うまくいっているのかどうか。あまり普及しているのか…。それからエスコートゾーンの立場。これははっきりしていないですね。国もはっきりさせてないです。しかし非常に要望は強い。それからこれはちょっと踏み込んだ話ですが踏切におけるエスコートゾーンっていうのは、どっちみちわれわれ踏切を渡っているのだから、もう割り切ってエスコートゾーンちゃんと作ってくれと。踏切の中にもね。特に構内で、駅の構内で行き来するような踏切ありますよね、地方に行ったら結構あるんですが、向こうのホームとこっちのホーム渡って改札をくぐるころとか。そういうところなんか完璧にエスコートゾーン作れるのに、なんかなかなか。これも陳情受けてます。これはでかい話ですが、バリアフリーだけ切り出して物を考える時代、これはこれでまだまだ進めていく必要がありますが、まちづくりとの関係ですね、ここにも書いていただいた歴史的建造物もそうですし、観光がそうです。観光と歴史的建造物これまた別なんで、共通する部分もありますけどね、そういう話とか、あるいは公園と病院がばらばらに作られていてほんのちょっと配慮すればうまくいくのにと。最近一つ名古屋の南セイキョウ病院、民間病院でありながら、市の全面協力と警察の全面協力とそれから民間団体の全面協力で統合的なまちづくりを進めている。残念ながら本府にはないですね。これはちょっと進めたい。条例事項になるかどうか、それは検討して…いづれにしても言いたかったのはまちづくりとの連動ですね。これは仕組みを作らないとなかなか進まないですね。なにしろ行政って縦割りですから。放っておくと絶対連動したまちづくりにならないですね。バラバラにやるからね。なにか縛りがあるといいな。とりあえずそんなところにしておきます。

○部会長

ありがとうございました。たくさんいただきました。何か。

○委員

時間の関係があるので、なるべく短く。

○事務局

はい。駐車場の件なんですけれども、今年の頭からパーキングパーミット制度ということで立ち上げまして、もう一台と車いす使用者用駐車場がセットになったところに対して、利用証を発行する制度を始めたところでございます。

○委員

それから合間に申し上げておきますと、その次の段階に行きますと、その程度ですね、ちょっと私に関わった昨年度の滋賀県の場合では、想定は1:2くらいで、ごめんなさい、1:1くらい数において想定していたんですが、だんだんこれ足らなくなってくるんですね。

○部会長

ありがとうございます。

○委員

1つは質問と、それから1つちょっと今後のことでお尋ねしたい。質問は資料2の1番右端の列ですね、これについてちょっと簡単に、短期とかありますので、触れていただきたいと思います。

それから、もう一つは去年から今年にかけて、社会的に大きく変わってきているというか、もっとあるべきだったんでしょけれども、福祉のまちづくりにおきまして子育て支援というか、そういう視点が見渡したところちょっと入ってはいるんですけども、やはり大阪府としても子育て世帯という、ある意味まちの中でも弱者にもあたる人たちの視点というのを今後審議会に、そういう世帯の方に関係者に入っていて、せつかく改正するのであれば、方針の中に少子高齢化についての子育て支援という文言を入れるかどうかを検証して、ご検討いただきたいなと思います。

○部会長

はい、ありがとうございました。2点いただきました。後段の子育ての関係、非常に重要な課題だと思います。まず1番目、右端の資料2のところの説明をちょっとお願いしたいんですけども。

○事務局

申し訳ございません、ちょっと説明不足でございまして。資料2の一番右端の条例と併せて行う施策とその取り組み期間でございまして、条例改正により対応する内容などは、単発的に対応するというところでパーが入ってたりしますが、後の定常は常々そういったことは取り組みを進めていく、もしくは行っているという内容になってございます。短期、11番とかですね、についてはすぐに方針が示される等であればそれを報告すると、最短で取り組もうとしている内容、それから中期はそれに続いて行うような内容ですね。中長期は少しスパンが長くやっていくような流れを想定した取り組みということで、条例の改正によるものではなくて、いったんは施策として何らかの対応をしていくための時間軸を想定したものとなってございます。

それから、子育て支援に関するものでございまして、いったん前回の平成21年の改正のときに、ベビーベッド・ベビーチェア・それから授乳室これらをそれまでは建築基準法施行条例と福まち条例の二段構えの仕組みになっていたところで、義務を課せなかったという実態が長くあったんですけども、21年の改正において、そういったものが不特定多数の方がお越しになる一定規模以上のものについては、義務で設置しなさいということが仕組み上できるようになりまして、それが一つの21年改正の目玉ということでもありまして、それを引き続き視野に入れて、それが適正なバランスがとれているのかとか、今回、後程ご説明しますが、公衆便所におけるベビーベッド・ベビーチェアがもう少しあったほうが良いのではないかという視点もございまして、大きな方針としては当然どなたもまちに出かけやすいというものには、子育て世帯の方々も対象でございまして、そういった視点から基準を見ているという内容も他に用意しております。もっと上位でやるべきかどうかは少し検討が必要かと思っておりますので、少しまたご相談させていただければと思います。

○部会長

ありがとうございました。今も少し出ましたが、資料とも関係するような内容もちょこちょこありますので、今までの議論を振り返る話をしましたが、次からどういうふうな条例に反映させていくかという観点が大事かと思っております。資料3-1、3-2、3-3の方で方針についての内容があると思いますので、まずそれらを説明いただいて、併せて議論するというにしたいと思っております。それでは事務局お願いいたします。

○府より資料3-1、3-2、3-3を説明

○部会長

はい、どうもありがとうございました。只今事務局から資料を説明いただきましたが、このまちづくり条例改正に関する方針についてのご意見・ご質問をいただきたいと思ます。

○委員

この中で、ずっと何平方メートルからとか平方メートルとか言っていますけど、面積も当たり前ですけどね、光といいますか、明るさというのが1つも書いていないんで、どうなんですかね。光、窓の明るさとかね、というのが書いてないんですけど。それと公衆便所というのがぎょうさんでってきましたけど、ベビー用のベッドとかいうのはわかりました。これも前に私が言ったと思うんですけども、視覚障がい者のために点字ブロックを義務付けていただくという方向でお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○部会長

事務局いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。1点目の光の明るさというところでございますね、これはバリアフリー法に基づく条例ということで、色の見えやすさ・識別のしやすさ・明度・彩度等の目安といったものが、基準ではないんですけども、参考としては、こういう色と色の組み合わせですとか対比というのは一定示されたものがございますので、だからそれを守らないと基準をクリアしていないとなかなかどのレベルまでと言にくい、非常に基準化されてないというところがございまして、そういったものをよりきっちり守っていただくと見えやすい方もたくさんいらっしゃるということもあると思ますので、見えやすさの基準なんかも一定お示しして、日々の建築審査なんかには当たりたいなと考えているところです。

それから、公衆便所の視覚障がい者の対応ということでございますが、その場所において便所がどんなレイアウトになっているのか、男子・女子・それから車いすのブースがどんなレイアウトになっているのかを示す触知図案内板、それから足元にそれがありますよという警告ブロックの設置がございまして。それがどこにあるのかということですね、これはある場所もケースがあるとしますので、その1個1個を誘導するにはなってございませぬ。ただそこまでいらっしゃった時に中の便房の様子がわかるような標示というのは条例において義務付けしているところだと考えてございます。

○部会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○委員

はい、ありがとうございます。

○部会長

只今の議論に絡んででも結構ですし、全体的な説明に賛成・質問・ご意見ございますでしょうか。

○委員

失礼します。資料2と資料3-1とまたがって1点意見を述べたいと思ます。資料2のほうで、番号13「障害者差別解消法、合理的配慮の考え方と福まち条例の関係」ということで、その下

のところ、14「大規模建設プロジェクト等の計画への当事者参画」というところで、1つ考えているところがあります。この14の「大規模建設プロジェクト等の計画への当事者参画」というところが、中長期の課題になっておりますけれども、これは障害者差別解消法の施行に併せて、第2次の改正というような形で検討していけないかということをおもっております。と言いますのは、この審議会の部会の中でも、部会長とか委員から大規模のプロジェクトのときに当事者参加の意見が反映されて非常に良いものができているという事例を示していただきました。障害者差別解消法でも合理的配慮の不提供が差別になるということなんですけれども、過度の、過大な費用がかかるとか、そういう場合を除けばということなんですけれども、あつたと思うんですね、やっぱり。設計とか、最初つくるときに低いカウンターを1つ作ってほしいと言ってもらえたら、もうそこですぐに施工段階できてるのに、非常に費用のかかるデザインをしたために、後から低いカウンターも作ってほしいといっても、過大な費用がかかってしまうというふうなことがあると思うんですね。そういう意味では障害者差別解消法というのは本当に悲しいけれども差別になるのではないかという状況がきたときに、それを意見表明して、合理的配慮ができるかどうかを論議するんですけれども、そうなる前にもっとこの大規模建設のプロジェクト等の計画なんかでいろんな当事者の意見が出せるようなそういう仕組み、先ほど福祉のまちづくりとこの建築のバリアフリーのところを繋ぐような仕組みと言われてましたけれども、そのような仕組みをぜひこの時期につくれないかなということが。これは障害者差別解消法からしても、いろんな問題が定義されてそれを判断するというよりも、より良いものを作っていくために論議していくところですので、その意味では障害者差別解消法を待つのではなくて、福祉のまちづくり条例の改正のところでもいろんな当事者参加の仕組みをぜひ入れられないかなということを思います。やはり合理的配慮の不提供も当事者が意思表示した時と言われます。でも、当事者はなかなか意思表示しにくいですね。あるいは何かクレームを言っているという対応をされたりとか、私も相談を受けたものでしたら、これは建物ではないんですけれども、保険に、療育手帳を持っていたら生命保険に入れないと。それを説明してくれと言っても内規ですからと言ってそれ以上説明してくれないんですね。そんなところがあるんですね。ですから、個人で言うていくというのは非常に大変なので、建設の、建築の時に事前に意見を受けられるようなそういう仕組みというのを、中長期ではなくて障害者差別解消法の施行に併せて何かスタートできないかと思うんですね。障害者差別解消法では、差別解消の地域支援協議会、地域協議会ですか？をつくるというようなこともできるようになっていますし、障がい者の地域支援協議会もあつたりすると思います。事業者側からしたらどのように意見を聴取したらよいのかというようなことが心配になると思うんですけれども、そういう差別をなくすための協議会とか、そういうものが作られていく、例えばそこを使ってですね、意見を聴取するというようなこともできるかもしれないと思っています。そういう意味で、ちょっと大きな課題になるんですけれども、大規模な計画のプロジェクトのところへの当事者の意見の反映という仕組みをぜひ条例のなかで、これは義務とか、難しかったら努力義務とかで、努めるものとするという形でスタートするようなことができないかということ、これから検討していただけたらと思います。以上です。

○部会長

どうもありがとうございました。当事者の方のいろんな、多様な方の参加を前提としてやっていくことは、単に基準としての何平米とか、建物の種類を決める問題以前に、根本的な福祉のまちづくりの理念に絡むことではないかなと私は日ごろ思っております。大規模だけでなく、障害者差別の解消法のことも睨みながら、もっと大きな理念で大阪府らしい条例になったらいいなと思っているんです。今大変貴重なご意見いただいたと思うんですが、どうやるかというテクニックの問題もあるんですが、事務局いかがでしょうか、今の。

○委員

ちょっと蛇足ですが、グランフロントから今ガンバ大阪、できちゃうと遅いんですよ。あれもひどいもんですし…

○部会長

そういう事例があるんですね。そうです。

○委員

ほんとおっしゃるとおり早くやったほうがいいですよ。民間は特にね。ましてや公共の方は。

○部会長

後から使いにくいとか、問題があるとやり直してまた改造したり無駄なお金を使うというね。

○委員

最低限の基準はもちろんクリアしているんです。本当に使いやすいものかということ、全然ひどいですよ。

○部会長

たぶん基準どおりやったから 100 点かということ絶対そんなことはなくて、基準に書いてないこととか、基準を超えるようなことをやらないといけない場合とか、場合によっては、基準どおりやらないほうが良い場合も、こんなこと言ったら問題発言ですけど、そういうこともあるんじゃないかと今までの経験上。それも含めてですが、そういう参加の形をどうやって理念として盛り込むのか、それをやることによって差別をなくしていくんだという、そのあたりいかがですか、事務局から、何かコメントでも。

○事務局

大変重要なお意見を賜りまして、ありがとうございます。解消法の具体的な取り組みと当事者参画を委任の条例にどう結び付けるかというところだと思います。これからわれわれの取り組みとしては、一般的に配慮すべき内容等を、具体的なプロジェクトに参加していただくという部分は当然これから議論すべきだと思うんですけども、一般的に基準を守っているだけではなくて配慮が必要な場合、こういうことに配慮してくださいというのは、ガイドライン的に、去年からご説明をしているんですけども、基準にない配慮事項ですね、部会長のほうから基準以外のことでおっしゃったんですけど、基準を守っているだけではなくて配慮したら良いよ、という事項をまとめたものを一定お示ししていきたいなと思っております。こうすると基準を守っていて、しかも使いやすいというようなものですね。一般論としてはそういう形で物を作りたいと考えているんですが、プロジェクトに関してどういうスタンスで取り組んだらいいかということについては今ちょっと具体的な策は持ち得てないのが実情でございますので、中長期と書かせてはいただいているんですが、プロジェクトは進む部分もございますので、ちょっとこの場では具体的にこう、というのは申し上げられないんですけども、いろいろとまた次回、それから審議会等の場もありますので、またなんらかのご議論を賜れるように、ちょっと考えて議題をお出ししたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

基本構想ですよ、市の基本構想を作るときに障がい者の方が入られているということで、単純にマニュアルとかガイドラインだけではなくて、そういう実際当事者の方が意見を言うということで基本構想、これ三星先生がおっしゃっているとおり、良いのができると思うんです。問題は、そうすると大きなプロジェクトですね、プロジェクトにどのような形でもらうのか、設計のスケジュールとか、設計事務所のスケジュールとかいう中で、どのような形で反映していくのかというのが、時間との関係とかですね、それとパブリックコメントをやるとかですね、テクニックがなかなか実際それを本当の各プロジェクトごとにもらう方法というのは、ちょっと検討していかなければならない、というか、どういうやり方があるのか具体的に考えていかなければならないかと思えます。

○部会長

自治体によっては、アドバイザー制度とかですね、そういったことでやっておられるところもありまして、私もその立場で参画してやった経験もあります。だから、いろんなそういう人材とかノウハウをかき集めて有効な実効性のあることをやるのか、これも併せて仕組みとして、制度として検討していけばいいのではないかと考えます。よろしくお願いします。ありがとうございました。今、たまたまですけど、障害者差別の話が出てきましたので、時間の関係もありますので、まずあと残っています資料4の方も説明いただいて、併せて議論できればと思いますので、いかがでしょうか。事務局よろしいでしょうか。

○府（福祉部）より資料4を説明

○部会長

はい、どうもありがとうございました。只今ご説明いただいた資料4の内容であるとか、先ほどありました資料3の関係ですね、時間もあまりないんですけども、特にこれだけは議論したいということがあれば。

○委員

共同住宅の戸数の引き下げほうで、兵庫県を上回る基準ということで案を出していただいて非常にうれしく思っています。ただその具体化のところで、案の1と2というのが出ていまして、表の方を見ますと、案1の方は今まで網がかかっていた分がかからなくなってしまおうと、案2の方は今までのところというふうな理解です。図でみると案1のBのところですね、2.9パーセントで、2000平方メートル以下だけれど50戸以上になるのかなと思うのですが、今すでに基準がかかっているところを外すという理由がよくわからない。障がい者がより社会参加というか地域での住宅を見つけていくというところなので、ここは外さないでいただきたいなと思います。たとえば、私の場合とかでも、エレベーターの設置基準とか、かごの大きさっていうのが外れるということになると思うんですが、やはりエレベーターがないと3階、4階というところは実際には住めないです。ぼくのような障がいだけでなく、例えば電動の車いすを使っているような方でも、いろんな障がいをお持ちで、それこそ全部介助が必要な方もいらっしゃるれば、家の中はある程度自分で移動できるとか、やはり多様な障がい、障がいというのはすごく多様なもので、ですから今までそういう方がそういう住宅に住んでいるのではないのかなという気もするわけです。で、同じような建物が今度新しくできて、今度新しくできたものには、例えばエレベーターは5階建とかだっただけでいいんですけど、かごは基準ではなくて、ちょっと小さいやつで、電動がちょっと乗りにくいか、そういったことは今回の改正の趣旨からすると、ちょっと合理的な理由がないような、ないと思っています。ですから、これはぜひ改正案2の方で検討いただき

たいですし、そうしていただきたいというような意見です。

○部会長

事務局何か意見はありますか。

○事務局

ありがとうございます。そこに若干理論は書いてございますけれども、わかりやすい基準とするためとかいう用語があるんですが、確かに今までかかっていたところに対する策の後退というのをご指摘のとおりかと思っておりますので、ご意見いただいて、今度次回ご提案させていただく中での参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○部会長

次回も部会があって、同じように議論続きやりますので、その中で、あるいはそれまでにいろいろと検討いただいて、より良い案をまとえていきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員

すみません、細かいところですが、資料3-2の5ページのbなんですけれども、オストメイト対応の設備が浴室で代替できるということなんです、建築の構成上これは無理かと思われまして。というのは、オストメイト対応の流しに排水するものというのは、汚水系統に流れるべきものでして、住宅の通常の浴室は脱排水系統ですので、これは建築基準法上、衛生法上もちょっと無理かと思われまして、この案についてはちょっとご検討いただきたい。

○部会長

ありがとうございました。ちょっと言おうと思っていたところなんで、ありがとうございました。そういうことがありますので、よろしく願います。

○事務局

申し訳ございません。

○部会長

他にありますか。

○委員

これまでの会議の中で、障がい者に対する、災害に対する取り組みという発言が今までにあったと思うんですけれども、例えば障がい者にやさしいまちづくりということは災害に強いまちという意味もあると思います。そういうことを考えてこの資料を見ても、資料2の16「緊急時の対応について」という項目があると思いますが、危機管理部局対応と書いてあります。それはそれで構わないと思うんですけれども、さきほどからみなさんがおっしゃっているように当事者の意見・考え方というのが入って、それを積み重ねていく、そして内容を変えていくことが大事というような意見が出ていたと思うんです。そういうことを考えてみますと、災害に強いまちづくりのために、やはり当事者の意見を出していく場所というのは実際にあるのでしょうか。またはこの担当と危機管理部局との連携というものがどのようになっているのか、そのあたりを説明していただきたいと思っております。例えば、別の場所で設けられた私たち当事者が集まって話をする方法を別の場所で行うのか、危機管理局の意見をこちらに持ってきてこちらで話し合われる

のか、ちょっとどうされるのかわかりませんが、その関わり方を教えていただきたいと思いません。

○部会長

はい、ありがとうございました。事務局、今のご質問についていかがでしょう。

○事務局

はい、ありがとうございます。危機管理部局において災害時の方針等、市町村策定と府策定と計画があるんですけれども、その中で一定どういう形でいろんな方々の声を聴かれているかと思うんですけれど、すみません、今そこご披露できる資料を持っておりませんので、次回までにそういうどういう取り組みをもとに企画が立てられるのか、立てられているところなのか、調べさせていただきたいと思えます。緊急時の対応については、危機管理セクションと情報は交換しながら、この部会の情報なんかも、情報は提供させていただいてやっておりますので、地域防災計画の考え方ですね、そういったものはどうしているのかなということにつきましても、情報を入手してご披露したいなと思っております。次回以降で少し…

○委員

1点ですね、自動車修理工場のところで、若干変更を考えられておられますが、200平米以上（不特定かつ多数の者が利用する部分に限る）ということで、ガソリンスタンドを思い浮かべていただいたらいいんですけれども、点検する修理工場とそれから給油するところと、事務室がありまして、事務室に休憩室的なところがあるんです。その多数のものの多数のカウントというのは、自動車を修理に来た人のカウントか、給油したりタイヤ変えたり洗車したりした方も事務室の中の応接室に入ってこられると思うんですけれども、そのへんの多数、人数もありますし、そのへんのところどのように理解させていただいたらいいのでしょうか。

○部会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

基本的には、不特定かつ多数、何人以上とかっていうことはなかなか線を引にくいのが実態なんです。われわれ、そういった法律、バリアフリー法の表現とかもそういう形で書かれているものを、やはり基本はお客様がご利用になる部分、範囲ですね。もしくは用途によっては高齢者・障がい者の方がいらっしゃる範囲というふうに解釈して、運用してるところでございますので、今回自動車修理工場を自ら府民の方が持ち込まれて、降りられて行動される範囲というのを一定想定して、その対象部分を算定の根拠、200平米の対象にしたいと思っているんです。ちょっとお問い合わせの趣旨と違っていたら申し訳ないんですけれども、いわゆるお客様が降りて行動される範囲で対応したいと考えたいと思っております。

○部会長

今の件だけでなく、適用する範囲であるとか規模の算定の法について、もう少し具体的にかつ合理的に客観的にわかるようなことをしないと、またどっかで解釈によってどっちでもいいみたいなことになるとまずいので、それも課題かなと思えます。また次回以降議論したいと思えます。

○事務局

わかりました。ありがとうございます。特に追加した用途、条例でこのような追加した用途なんかですと不明確なところがありますので、よく整理させていただきたいと思います。

○部会長

どうもありがとうございます。もっと議論したいんですが、かなり予定の時間を押していますので、次回、8月の26日ですか？部会を用意されていますので、先ほども申し上げたとおり、それまでに委員のみなさまからの質問・提案等も含めまして準備していただきまして、この続きを2回部会で詰めていくと。ひるがえって今日放送ありましたように、今年度、第1次の改正ということで作業をできるところから実現化していくと、そういう具体的なステップ・スケジュール臨みたいということで基本的な方針を了承していただきましたので、それを受けて今の作業を継続するというところでよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。